

情報公開規程

特定非営利活動法人フードバンク岩手

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク岩手(以下「法人」という。)が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い、主たる事務所等への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、定款、事業計画、予算、事業報告、活動計算書、貸借対照表、財産目録、社員総会の議題と結果、理事会の議題と結果について、公告を行うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、法令の規定に従い、役員に対する報酬の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

(書類の備置き等)

第7条 この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。
2. この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の日時と場所は、事務局長が指定する。

(インターネットによる情報公開)

第9条 この法人は、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。
2. 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

付 則 1. この規程は2021年5月28日から施行する。